

# 『日本詩紀』詩人名正誤

―併せて『本朝一人一首』の過誤―追補

後藤昭雄

## はじめに

『日本詩紀』は近世の漢詩人、市河寛齋（一七四九―一八二〇）によって編纂された詩集で、上古から平安朝末までに制作された漢詩をすべて収集しようと思図したものである。天明六年（一七八六）の刊行。我が国の古代・中古の詩人またその詩作を通覧するには重宝な書物である。ただし、その詩人名には誤りもある。単なる誤字もあるが、人名の比定が間違っている場合もある。本稿はこれらの誤りを正すことを目的とする。

第一節では人名の表記上の誤りの事例を、第二節では作者

その人の比定の誤りを取り上げる。

『日本詩紀』のテキストは市河寛齋編・後藤昭雄解説『日本詩紀』（吉川弘文館、二〇〇〇年）を用いる。なお、頁数は国書刊行会本（明治四十四年）と同じである。

以下の論述には、拙稿①「文華秀麗集詩人小伝拾遺」（『平安朝漢文学論考』（桜楓社、一九八一年。補訂版、勉誠出版、二〇〇五年）、②「創り出された平安朝詩人―『本朝一人一首』の過誤」（『平安朝詩文論集』勉誠社、二〇二四年）における論証を踏まえて、その要点を記述するものがある。それらについては、必要に応じて、末尾に参考論文①、②と記した。

## —

## 卷五 三九頁下 背奈行文

『懷風藻』の詩人。二首を収める。従来、「背奈」とされてきたが、佐伯有清「背奈氏の氏称とその一族」（『成城文藝』第一三六号、一九九一年）によって、高句麗の消奴部に由来する「肖奈」が正しいことが論証された。なお、『懷風藻』の諸本の表記の面からも「肖奈」であることが、土佐朋子「幸用せん李陵の弓」―肖奈行文の覚悟―（『早稲田大学古典籍研究所年報』第一六号、二〇二三年）に述べられている。

## 卷八 六六頁下 高丘茅越

名の下に「官山城介」の注記がある。『凌雲集』<sup>(1)</sup>の二首を収めるが、『凌雲集』の目録には「外従五位上山城介高丘宿禰弟越」とあり、『日本後紀』弘仁三年正月十二日条に、外従五位下高丘宿禰弟越を山城介と為すとの記事がある。これらによって、名の「茅越」は「弟越」の誤りであることが明白になる。

## 卷十 八〇頁下 宮部村繼

『文華秀麗集』の一首を収める。『文華秀麗集』<sup>(2)</sup>の作者名は中国風に表記するので「宮村繼」。これを宮部氏とするが、史料の記載はいずれも「宮原」である。『類聚符宣抄』所収の宣旨、官符の起草者の位署に「弘仁十年六月十九日 少外記宮原宿禰村繼」（卷六）とある。他に三例がある。また『類聚国史』にも卷九十九に、天長三年正月七日、正六位上の宮原宿禰村繼に外従五位下が授けられた記事がある。これらによって宮原村繼とするのが正しい。参考論文①

## 卷十 八〇頁下 桑原広田

『文華秀麗集』の一首を収める。前述のように『文華秀麗集』の作者名は中国風に三字であり、「桑広田」。これを桑原広田とするが、これも『類聚符宣抄』の記事によって正さなければならぬ。卷六所収の弘仁十二年二月二十二日および七月十三日付の官符に「少外記桑原公広田麻呂」の署名がある。すなわち桑原広田麻呂が正しい氏名である。参考論文①

卷十 八三頁上 橘常重

『経国集』卷十三<sup>(3)</sup>の一首を収める。『日本詩紀』の作者名に

「重一本作主」という注記を付すが、これに従って「常主」とするのが正しい。『経国集』『公卿補任』（弘仁十三年）  
 条『尊卑分脈』いずれも「常主」とする。

卷十一 九〇頁上 島田渚田

『経国集』卷十一の一首を収める。作者名を「島田渚田」とするが、『経国集』（群書類従本）の目録は「島田清田」である。また史書（『日本後紀』『文徳実録』『類聚符宣抄』）も「清田」である。これが正しい。

卷十一 九〇頁下 安部文継

『経国集』卷十三の一首を収める。作者名は「安文継」。『経国集』も『文華秀麗集』に做った三字名である。「官東宮学士」の注記を付す。『日本詩紀』は「安」を「安部」と解しているが、これは『経国集』序文に編者の一人として記される「従四位下行東宮学士臣安野宿禰文継」と考えるべきである。なお、文継は卷十、七九頁下の「勇山文継」でもある。すなわち、文継は勇山から安野に改姓している。これらのことについては参考論文①参照。

卷十一 九二頁上 全雄津

「全」に「一作金」、「全雄津」に「恐金原」の注記があり、すなわち金原雄津と考えていることになる。「経国集」卷十三の一首を収めるが、その作者名は「金雄津」。これについて「金」は金原、金刺、金城などの略か、また新羅系の金氏かといった推論が出されていたが、<sup>(4)</sup>いずれも誤りである。山谷紀子氏が「金」は賀祢で、『続日本紀』に記載のある賀祢公雄（小）津麻呂であるという明解を提出した（勅撰三集における「応製的表現」の研究）（『國學院雜誌』第一〇四卷三号、二〇〇三年）。雄津麻呂は宝龜二年（七七二）五月十四日に正六位上から外従五位下に昇叙され、同九月十六日に大学員外助に任じられており、おおよその年代を知ることができる。

卷十一 九二頁下 鳥高名

『経国集』卷十四の一首を収める。作者名は同じく「鳥高名」。『日本詩紀』は作者名の下に「恐鳥飼」の注記がある。「鳥飼高名」と推測するが、そうではない。この高名が白鳥氏で、後に長岑氏に改姓したことを佐伯有清（『入唐求法巡礼行記』所載人名考異）（井上光貞博士還暦記念会編『古代

史論叢』下巻、吉川弘文館、一九七八年）が論証している。すなわち「白鳥高名」が正しい。ただし、この論文には高名が『経国集』詩人であることについての言及はない

卷十一 九二頁下 伊永代

作者名の下に「恐伊与部伊岐之類」の注記がある。「伊」は伊与部あるいは伊岐などの省略であろうという。『経国集』卷十三の一首を収める。その作者名は「伊永氏」。これは本間洋一「嵯峨帝と漢詩人達」(『王朝漢詩叢攷』和泉書院、二〇一九年。初出一九八一年)に伊福部永氏であろうとするのが正しい。『続日本後紀』承和九年(八四二)正月十九日条に正六位上伊福部宿禰永氏が外従五位下を与えられた記事がある。

卷十一 九二頁下 常光守

『経国集』卷十三の一首を収める。これも前掲本間論文に常道兄守に比定するのが正しい。兄守は承和十年(八四三)、従五位下に叙せられ、尾張介となり、嘉承三年(八五〇)、豊後守となる(『続日本後紀』)。

卷十一 九二頁下 巧諸勝

『経国集』卷十三の一首を収める。『経国集』も巧諸勝。前掲本間論文は広根諸勝に比定するが、先の二人ほど確実ではない。「巧」は氏姓の一字であるが、「巧」と「廣」とでは草行書体を想定しても紛れそうにない。また安原諸勝という名も『類聚国史』(卷九十九)に見え、天長五年(八二七)正月七日に正六位から外従五位下になっている。しかし「安」も「巧」とは違い過ぎる。姓は未詳とするほかないだろう。

卷二十三 二〇三頁上 藤原老快

『雑言奉和』の一首を収めるが、これも「老快」。ただし『日本詩紀』は作者名の下に「老一作孝」の注記を付す。「孝快」となる。藤原孝快の名は「尊卑分脈」に見える(「老快」はない)。氏宗の孫で春景の子。名に「老」の字を用いる例は極めて少ない。『尊卑分脈』に尋ねても春日藏老(『懐風藻』『万葉集』作者)と伊勢老人の二人のみである。「孝快」とするのが妥当であろう。

卷二十四 二二二頁上 笙笠夏蔭

『雑言奉和』の一首を収めるが、これも「笙笠」。しかし笙笠の氏名は例を見出せない。『新撰姓氏録』、竹内理三他編『古代人名辞典』にもない。「笙」は衍字で「笠夏蔭」であろう。

卷二十四 二一六頁上 島田唯上

『本朝文粹』<sup>(5)</sup> 卷七の大江匡衡「省試詩論奏状」(178)に論証のために引用する「涇渭殊<sub>レ</sub>流」詩の二聯を収めるが、『本朝文粹』は「惟上」である。また『三代実録』仁和元年正月七日条、『類聚符宣抄』卷十に名が記載されるが、これも「惟上」である。「唯上」は単なる誤写であろう。

卷二十八 二四八頁下 三善善宗

『扶桑集』の四首を収める。『扶桑集』<sup>(6)</sup>ではきわめて異例であるが氏姓を欠き、「善宗」だけである。また『和漢朗詠集』卷下・故宮付故宅に一聯を引くが「善宗」のみ。この善宗について、島田善宗ではないかという説が出されている(田坂順子『扶桑集』の詩人達—沈淪の詩人、善宗をめくつて—)、『和漢比較文学』第二号、一九八六年)。ほかに、

三善善宗 『本朝一人一首』。なお日本古典文学大系『和漢

朗詠集』の頭注に「作者は底本のごとく三善善宗であろう」とあり、これに従うものもあるが、大系本の底本、伝行成筆粘葉本は「善宗」のみであり、論拠にならない。葛井善宗 所功、人物叢書『三善清行』(吉川弘文館、一九七〇年)。

の二説もある。なお、島田善宗、葛井善宗は歴史史料に実在を確認できるが、三善善宗は他の史資料に名を見出し得ない。

卷二十八 二五一頁上 菅原雅照

名の下に「文時之子」の注記がある。「馭馬声相応」題の二聯を収め、「見江談」の注記を付す。『江談抄』<sup>(7)</sup>卷四—34が出典であるが、その作者注記は「菅惟熙」である。『尊卑分脈』『菅原氏系図』も文時の子として惟熙を記す。「雅照」はこれを誤ったものと思われる。

卷二十九 二五七頁 橘正道

『応和詩合』(善秀才宅詩合)<sup>(8)</sup>他の詩を収めるが、当詩合の作者表記は「正通」。また『日本詩紀』も目録は「通」に作る。単なる誤りである。

卷二十九 二六一頁上 藤原秀孝

「鶯啼春暮時」題の一首を収め「見<sub>二</sub>応和詩合<sub>一</sub>」と注する。応和三年（九六三）の『善秀才宅詩合』であるが、そのとおり「秀孝」とある。しかし、『二中歴』卷十二・詩人歴には「藤季孝」とある。また『尊卑分脈』藤原貞嗣流の季雅の子として「季孝」があり、「文、式、正五下播磨守」の注記があるが、「書写山田教寺鐘銘」（寛和三年「九八四」作）（『書写山田教寺旧記』<sup>9</sup>所収）に「当州刺史藤原季孝、殊感<sub>二</sub>靈驗<sub>一</sub>、專加<sub>二</sub>興隆<sub>一</sub>」とある。「当州刺史」は播磨守をいう。これらによって「季孝」が正しい。

卷二十九 二六二頁下 三善篤信

「柳絮飄<sub>二</sub>春雪<sub>一</sub>」題の一首を収め「見<sub>二</sub>応和詩合<sub>一</sub>」と注する。『善秀才宅詩合』であるが、この詩合は「秀才」すなわち文章得業生が主宰し、大学寮に学ぶ<sup>9</sup>学生たちによる詩合であることから、詩人はすべて「茂能<sup>10</sup>（保胤）」のように、学生としての字<sup>あやな</sup>と名によって表記されている。これは賀茂保胤をいう。篤信は「三二（篤信）」とある。「三二」が篤信の学生の字であるが、上の字（これでは「三三」）は姓氏の一字を取ることが多い。そこで『日本詩紀』は三を三善氏と考え、

三善篤信としたのである。しかし三善篤信なる人物は存在しない。『類聚符宣抄』卷九所収の安和元年（九六八）の藤原国光の文章得業生課試に関する奏状に「三統篤信」の名が記されている。これが正しい氏名である。

卷三十四 三一九頁上 笠雅量

『新撰朗詠集』所収の「寒夜撫<sub>二</sub>鳴琴<sub>一</sub>」題の一聯（管絃<sup>431</sup>）を引く。その作者名は「笠雅望」。これに従う。

卷四十四 三九六頁下 藤原公朋

名の下に「為光公之玄孫、通輔之子」の注記があるが、これに該当するのは「公明」である。（『尊卑分脈』）。『朝野群載』<sup>41</sup>卷二所収の「走脚詩」を収めるが、作者名は「公明」。これらから「朋」は「明」を誤ったものであろう。

## 二

以下、人名の比定を誤ったものである。

卷四 二二三頁下 是貞親王

「詠<sub>レ</sub>史得<sub>二</sub>梁孝王<sub>一</sub>」の題の「鄒枚散後平台靜 空遣<sub>二</sub>春風

只断「腸」の一聯を収める。「見「新撰朗詠集」」と出典を記す。そこで『新撰朗詠集』諸本の作者表記を見ると、是貞親王とするのは群書類従本のみで、穂久邇文庫本他の古写本五本は貞真親王とする。また『十訓抄』<sup>(12)</sup>「朋友を選ばべき事」の序に「清和第九の皇子、貞真親王の作り給へりける」としてこの一聯を引用する。さらに『二中歴』卷十二・詩人歴、『西宮記』卷十五・竟宴事、『新儀式』卷四・花宴事などに、「貞真親王の能文のことが記されている。一方、是貞親王は「是貞親王家歌合」の主宰者として和歌史の上では周知の人であるが、詩文に関してはこれを記した資料を見出し得ない。以上のことから、『新撰朗詠集』の作者注記は古写本に記す「貞真親王」に拠るべきである。したがって『日本詩紀』の作者名も「貞真親王」に改めるべきことになる。参考論文②

卷二十四 二一五頁上 藤原季方

「三月尽」の一聯「林間縦有「残花在」、留到「明朝」不「是春」」を収め「見「新朗詠」と注記を付す。『新撰朗詠集』を確認してみると、卷上・三月尽に見える。「三月尽」に引く詩句の作者は次のとおりである。

45 白（白居易）

46 季方

47 菅三品（菅原文時）

48 中書王（兼明親王）

49 実範（藤原）

『新撰朗詠集』の各書類における作品の配列は中国詩文の長句、詩句、本朝詩文の長句、詩句、和歌という順序で、さらにそれぞれの中では時代順となる。46がそうであるが、『新撰朗詠集』諸本の作者注を見ると、「季方」とするのは穂久邇文庫本のみで、陽明文庫本ほか十本は「李方」である。季方であればスエカタと読めるが、李方では日本の人名として読もうとすると読みたい。あるいはこれは中国の人名ではないのか。『新撰朗詠集』には中国の詩句が『千載佳句』<sup>(14)</sup>から採録されているので確認してみると、はたして卷上、四時部・送春にこの詩句がある。作者名は「季方」。「千載佳句」は我が国の大江維時編纂の佳句集であるが、収める詩句はすべて唐代の詩人（数人の新羅人）の作である。この集にあることから、これが唐代詩人の作であることは明白である。よってこの詩句は『日本詩紀』に収められるはずのない句であった。この錯誤は林鶯峰編『本朝一人一首』<sup>(15)</sup>に遡る。参考論文②

## 卷三十四 三一七頁上 菅原義明

名の下に「雅熙之孫、宣義之子」と注記がある。「王昭君」題の一聯「翡翠扇飄溪霧斷、琵琶絃咽嶺泉懸」を収め、「見『新朗詠』」と注する。『新撰朗詠集』を確かめると、卷下・王昭君に引く。「王昭君」の部に引く詩句の作者は次のとおりである。

- 653 陳国  
654 善相公（三善清行）  
655 菅名明  
656 匡衡（大江）  
657（同）  
658 齊名（紀）

詩句の引用は省略したが、655番詩がそれである。しかし、名が異なる。『新撰朗詠集』の諸本を見ても「義明」と表記するものはない。また「藤原季方」の項に述べたように、詩句の配列は時代順である。655詩の作者は延喜期の三善清行と一条朝の大江匡衡の間の詩人のはずである。菅原義明の生没年は未詳であるが、父の宣義は匡衡と同時代の人物であるから、義明は匡衡の前に位置する詩人ではない。以上の点から、

「菅名明」として考えなければならないが、これは菅野名明である。『二中暦』卷十二・詩人歴に「菅野名明（勘解由次官）」とあり、同、「扶桑集七十六人」にも名が記される。現存本には残らないが、彼は『扶桑集』の詩人であった。また『天徳三年鬪詩行事略記』に「勘解由次官菅野名明」と見える。このことによつて、彼は村上朝の人であることが明らかになり、『新撰朗詠集』の配列とも矛盾しない。『和漢朗詠集』『類聚句題抄』ほかに詩が残る。「菅原義明」とする誤りは『本朝一人一首』に遡る。編者鷲峰は『新撰朗詠集』の「菅名明」を「菅」は菅原と推断し、「菅原氏系譜」の中から「名明」に似た名を選び出して新たな詩人を作り出してしまったのである。参考論文②

## 卷三十四 三一九頁上 津守棟国

『新撰朗詠集』の「王昭君」題の「一双涙滴黄河水 願得東流入漢家」を収める。棟国を『住吉社神主并一族系図』で確かめると、その生没は未詳であるが、父国平は弘安三年（二二八〇）に、兄弟の国助は永仁七年（二二九九）に没している。このことから、棟国は鎌倉後期の人となる。一方、『新撰朗詠集』は保安三年（一一二二）から長承二年（一一

三三)の間の成立と考えられている。<sup>17)</sup>その詩集に鎌倉末期の人の詩が入集するはずがない。「王昭君」詩は津守棟国の作ではない。

『新撰朗詠集』に戻ってみると、「菅原義明」の項に示したとおりで、653「陳国」がそれである。「善相公」、三善清行の前に置かれているが、寛平・延喜期の清行に先立つ平安前期に棟国あるいは陳国なる詩人は存在しない。前述の『新撰朗詠集』の配列順から考えられるのは、これは中国詩人ではないかということである。先の「藤原季方」の例を考えて『千載佳句』を確かめると、卷上・人事部・王昭君に唯一の詩句としてこの詩句が引かれている。作者は「陳潤」、これが本来の作者である。陳潤は唐の代宗時代の人、『全唐詩』卷二七二に八首が収められている。陳潤が陳国に、さらに棟国に誤られて架空の詩人を生み出してしまった。この錯誤も『本朝一人一首』を引き継いだものである。参考論文②。

卷三十六 三三五頁上 源俊房

「夜閑只聞<sub>レ</sub>蛩」の題の「婦閨枕冷吟風曉 孤館夢殘怨<sub>レ</sub>怨秋」を収めるが、詩題に「見<sub>二</sub>新朗詠<sub>一</sub>」の注記がある。『新撰朗詠集』より採録したことをいう。

先に見たように、『日本詩紀』は『本朝一人一首』の詩人比定の誤りをそのまま踏襲している場合がある。この詩句についても、迂遠ではあるが『一人一首』にまで遡って検討してみなければならぬ。

『本朝一人一首』卷八に次の作が収められている。

405 長楽寺に遊ぶ 源師房

青苔院静かにして地空しく老い 碧樹路深くして山童<sub>わらわ</sub>ならず

林子曰はく、師房は具平の子なり。所謂源右府是れなりと。

この詩を含む401から430までは『新撰朗詠集』を出典とする。430詩の後に「右三十人、基俊『新撰朗詠』に見えたり」とある。そこで『新撰朗詠集』に戻ってみる。卷下・山寺、546番詩がそれであるが、詩題、作者表記は「長楽寺、源左府」とある。源左府は師房ではない。師房は「林子」のいうとおり「源右府」である（師房は右大臣で薨じている）。「右府」なのか、「左府」なのかを確定しなければならないが、右と左は誤写の可能性もあるので、さらに原典にまで遡ってみる。

この一聯は『中右記部類紙背漢詩』<sup>18)</sup>卷九所収の「三七」の詩群八首の第二首の第三聯であるが、この詩群は詩題と第

一・二首の作者表記を欠いている。しかし第一首は『本朝無題詩』巻八所収の「長楽寺」と題する源経信詩と同一であることが指摘されている。<sup>(19)</sup>これで詩題は明らかになる。第二首を引用する。

吾尋「古寺」到「城東」遠近春光四望同

陌柳□上三月雨 祠花飄雪一朝風

青苔院寂地空老 碧樹路涼山不童

好飲能文希有会 此時此事記神裏

傍線部が前掲の405である。

この詩はいつの作なのかを考えてみる。第三首は「左大弁匡房」の、第四首は「左中弁季仲」の作である。この二人の官職に注目すると、二人ともが応徳元年（二〇八四）六月二十三日にそれぞれの官に就いている（『公卿補任』）。引用詩の第三句に「三月雨」とあることから、これらの詩は翌応徳二年以後の作ということになるが、永保三年（一〇八三）以後、寛治七年（一〇九三）まで、源俊房と弟彰房が左右大臣を占める時代が続いた。俊房は『今鏡』『後拾遺往生伝』などに属文の才が讃えられ、詩のみならず漢文の和歌序三首の作もあるの<sup>(20)</sup>に対して、彰房は歌人としては名を知られるが、詩文の世界とは無縁であった。このことから『中右記部類紙背漢

詩』の第二首は俊房の作と見るべきである。すなわち『新撰朗詠集』546の作者はその注記のとおり「源左府」として、源俊房とするのが正しい。したがって『本朝一人一首』405も俊房の作となる。師房ではない。『二人一首』は誤っている。これに続く406の詩は次のとおりである。

夜閑かにして只ただ蛩こらを聞く 源俊房

嬪闈枕冷し風に吟ずる曉 孤館夢残る雨を怨む秋

林子曰はく、俊房は師房の子なり。具乎より三代相

続いて文才有り。俊房は所謂堀河左大臣なり。……。

『本朝一人一首』はこれを俊房の詩とする。冒頭に引用した詩句と同一である。すなわち、この記述を『日本詩紀』は踏襲したのである。しかし、405が俊房の詩であることは右に論証したとおりである。『本朝一人一首』であるからには、その詩集に俊房の詩が二首あるはずはない。この詩は別人の詩としなければならぬ。これも同じく『新撰朗詠集』を典とする（巻上・虫32）。そうして作者表記は「堀河大臣」とある。堀河右大臣である。すなわち作者は堀河右大臣として考えなければならぬ（林子がいう「堀河左大臣」ではない）。そうすると藤原頼宗が浮かび上がる。頼宗は道長の子で、頼通の弟である。従一位、右大臣に至り、康平八

年（一〇六五）出家の後、没す。『尊卑分脈』に「号堀河右大臣」とある。頼宗は『今鏡』巻六「絵合の歌」に貫之、兼盛と共に歌才が賞揚され、家集『入道右大臣集』が残る。従来、このように歌人としての側面が注目されてきたが、彼は詩人でもある。『小野僧正請雨行法賀雨詩』（続群書類従）第十三巻、卷三一八）に「側はたかに天台座主の左金吾納言に与ふる賀雨贈答の作を聞きて、儼ひびかに鄙懐ひびを拙ひびきて戸部尚書に呈し奉る」と題した「春宮大夫」の一首がある。この『小野僧正請雨行法賀雨詩』は長元六年（一〇三三）五月、仁海が神泉苑に請雨行法を行い、その効験により降雨のあったことを賀す詩群十首であるが、長元六年における春宮大夫は藤原頼宗である。また『和漢兼作集』に「秋山眺望」（卷八<sup>858</sup>）、「初冬於白河院即事」（卷九<sup>980</sup>）の二聯を収める。その作者表記は「堀川前右大臣」。以上のことから、406詩の作者は藤原頼宗となる。

以上の検討により、『本朝一人一首』の405の作者は源俊房、406の作者は藤原頼宗となる。『一人一首』の過誤はこのように改めなければならない。

この結果を踏まえて『日本詩紀』の作者名を正すと次のようになる。卷三十五、三二〇頁に「源師房」が立項され、

「秋色変<sup>三</sup>山水」と「遊<sup>三</sup>長樂寺」の二首を収めるが、後者は前述の『一人一首』の405詩と同一である。これは先に論証したように源俊房の作である。したがって、この詩句はこれから削除して三二五頁の「源俊房」の項へ移さなければならない。また、ここに俊房の作とする「夜閑只聞葢」題の詩はそうではなく、藤原頼宗の作であるが、『日本詩紀』には頼宗は立項されていない。

### 三

前節で『本朝一人一首』の作者比定の誤りを正したので、併せて、前掲参考文献②では見過ごしていた他の過誤の例を正しておきたい。

『本朝一人一首』巻五に藤原隆家の「暮秋左相府宇治別業即事」一首（221）を収めるが、これは『本朝麗藻』を典故とする。235「夢中謁<sup>三</sup>白太保・元相公」（高階積善）のあとに「以上十九人、『本朝麗藻』下巻に見えたり」とある。その『本朝麗藻』を見ると、山庄部に87<sup>21</sup>「暮秋、於左相府宇治別業即事」（藤原道長）、「同前」（88拾遺納言・89源孝道）の三首があるが、88詩が『一人一首』に引く詩である。すなわち

『一人一首』は拾遺納言を藤原隆家と解したことになるが、これには疑問がある。

道長は『御堂関白記』寛弘元年（一〇〇四）閏九月二十一日条に次のように記している。

天晴、早行<sub>三</sub>宇治、乗<sub>レ</sub>舟。同道右衛門督・勘解由長  
官・右大弁。於<sub>二</sub>舟中<sub>一</sub>有<sub>二</sub>連句<sub>一</sub>。着<sub>レ</sub>家有<sub>レ</sub>題、於<sub>三</sub>宇治  
別業<sub>一</sub>即事。以言作<sub>レ</sub>序。

これによって作詩年時が明らかになるが、また同行の人も知られる。「右衛門督」以下は藤原齊信・同有国・同行成である。隆家の名はない。もし隆家が参加していれば、身分（権中納言）から、有国の前に書かれるはずである。

「拾遺納言」は侍従中納言の唐名であるが、一条朝にあつて拾遺納言として想起されるのは、道長がここでは「右大弁」で称している行成である。隆家は長保五年（一〇〇三）正月から寛弘二年（一〇〇五）二月までの二年間、侍従中納言であつたのに対して、行成は参議となつた長保三年十月に侍従を兼ね、権中納言に昇つた寛弘八年からは侍従中納言となり、寛仁三年（一〇一九）までその官に在つた。同時代の『小右記』に「拾遺納言」の用例を探してみると、ほとんどが行成を指している。また『二中歴』卷十二・詩人歴に『本

朝麗藻』の詩人三十四人が列記されているが、行成は「拾遺納言（行成）」として記されている。

以上の諸点から、22番詩の作者は藤原行成とすべきであろう。

卷八に藤原滋藤を立項し（376）、「閏三月」の題の「花梅<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>根悔無<sub>レ</sub>益、鳥期<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>谷定延<sub>レ</sub>期」を引く。そうしてこのように言う。

林子曰はく、滋藤は武智麻呂の<sub>こんそん</sub>昇孫、<sub>ゆまみち</sub>如道の弟なり。朗詠の註に誤つて清原と為すと。

「昇孫」は五代の孫の意。新日本古典文学大系本もこれに従い、藤原氏とする。しかし、再考の要がある。

この詩の出典は『和漢朗詠集』で、卷上・閏三月に見える。この部類に引く詩文は三首で、その作者、題は次のとおりである。

59 陸侍御

60 順 今年又有春序

61 清滋藤 同詩

である。順の詩序と滋藤の詩は「今年又有<sub>レ</sub>春」の同題で同時の作であるが、詠作時が明らかになる。応和元年（九六

一) 閏三月、章明親王邸の詩宴での作である。「今年又有<sup>(22)</sup>春」すなわち閏三月から年が限定される。一方、林子がいう如道も同じく『一人一首』に入集する。「雑言奉和」を出典とする183「惜<sup>レ</sup>秋<sup>レ</sup>翫<sup>レ</sup>菊花」、応<sup>レ</sup>製」である。如道の生没は未詳であるが、この詩は宇多天皇（八六七—九三一）の御製と応製詩群中の一首である。応和とは大きく隔たっている。したがって、その弟の藤原滋藤がこの詩の作者ではあり得ない。『和漢朗詠集』の注記にいう清原氏が正しい。清原滋藤は『扶桑集』の詩人で一首が残る。

卷九に「偽作並びに無名氏及び怪誕の詩」を収めるが、次の二首がある。

443 秋雁数行書 無名氏

秋雁陽に随つて来たる幾か<sup>いくばく</sup>餘かなる 数行の書暮天に点じて斜めなり

篇章定まらず言葉に迷ふ 披閱疑ひ有りて眼花を拭ふ  
朝に山雲に隠れて湘帙巻き 暮に林鶯に過<sup>よ</sup>ぎりて注文加はる

老儒漸く耄いて業に疲ると雖も 宿癖相侵して望むに尚  
遮る

林子曰はく、是れ『作文大体』に見えたり。この書、

中御門右大臣宗忠の著はす所なり。本朝の詩体を論じ、紀長谷雄・菅文時・源順・慶保胤<sup>やたね</sup>等が詩を引いて、

以つて例と為す。この詩、作者を闕<sup>か</sup>く。故に此に載す。想ふに夫れ、紀・菅・源・慶等が作には非じ。而して

『麗藻』『無題詩』の作者に比すれば猶劣<sup>なほ</sup>れり。蓋し宗忠自ら作る所か。宗忠、家乗有り。『中右記』と云ふ。

且つ『作文大体』を著はすときは、文章を好むこと知んぬべし。族譜を以つて之を言ふときは、即ち道長の後胤、基俊の姪<sup>むすこ</sup>なり。必ず其れ詩を作るべきものか。

『著聞集』に曰はく、「崇徳帝、天承元年三月二十二日、

大納言宗忠遠く白居易を慕ひ、近く南淵年名・藤原在衡を尋ねて、白河の山莊に於いて尚歯會を修す。七聖座に在り。……」と云々。是善・文時の先例を追ひ、

時登<sup>ときが</sup>を使って詩の序を作らしめて、各おの詩を賦す。源師時等垣下に在り。風流と謂ひつべし。是に由つて之

れを觀れば、則ち宗忠詩を作ること決<sup>けつ</sup>矣。

一字下げの「林氏曰はく」以下が編者林鶯峰の論証である。要点を記すと、次のようになる。

この詩は藤原宗忠の『作文大体』に見えるが、作者未詳で

ある。おそらく宗忠自身の作ではなからうか。その論拠は、宗忠は漢文の日記『中右記』を書き、また『作文大体』を編纂して「文筆を好む」人であること、また家系を考えると、道長の後胤で、基俊の甥に当たると、これらを考えてと、必ずや詩作があったであろう。基俊は『新撰朗詠集』の編者で宗忠の叔父に当たると。

さらに次のこともある。崇徳天皇の天承元年、宗忠が白河の山荘に尚歯会を主宰したことである。これについて、補いつつ読んでいくとこういう。尚歯会は白居易が八四五年に創始した行事で、「尚歯」とは「歯を尚ぶ」の意である。七十歳を超えた七人の老人が会して宴を張り、長寿を祝い合い、詩を賦した。この行事が我が国に伝えられ、貞観十九年（八七七）南淵年名が、安和二年（九六九）には藤原在衡が主宰して会を催した。宗忠はこれに倣って開いたのである。菅原時登りに詩序を書かせ、七叟（七人の老人）が詩を賦し、源師時らが「垣下」として陪席した。このような風流韻事を宗忠は主宰している。

鶯峰は以上のように述べて宗忠が詩を賦したことは間違いないというのであるが、宗忠を詩人と見るにはよりふさわしい資料がある。宗忠にはその詩が現存するのである。『中右

記部類紙背漢詩』『中右記』『和漢兼作集』に六首と摘句一聯がある（拙編『日本詩紀拾遺』）。ただし、『中右記部類紙背漢詩』と『和漢兼作集』は近年に出現した詩集であるから、鶯峰とは無関係であるが、『中右記』は彼が目にしてもよかつた史料である。『本朝一人一首』巻六、291「賀茂社を押し百度の参詣を企て懐ひを述ぶ 孝標」、292「孝標が韻に和す藤原頼長」の評語には次のようにいう、「林子曰はく、右二首、頼長が久安日記に見えたり」。「久安日記」は『台記』である。ここでは鶯峰は藤原頼長の日記から詩を拾遺している。ならば宗忠の『中右記』から拾ってもよかつたのである。『中右記』には自作の次の三首が記録されている。

所思詠一絶（大治二年七月七日条）

秋夜同賦二月明勝地中（大治五年九月十七日条）

春日同賦「養生不若」花（長承四年三月二十三日条）

これらの詩があることによって、宗忠が賦詩に堪能であつたことは疑いない。

しかし初めに戻つて「秋雁数行書」は宗忠の作ではない。

『江談抄』巻四―105に次のようにある。

朝に山雲隠して湘帙卷き 暮に林霽に過ぎりて注文加はる 秋雁は数行の書 以言

この時、当座の人曰はく、半ばは難じ半ばは誉むと。  
 明衡は請けず。あに遠き空の雁、林雀を通り過ぎんや  
 と。

順に配列した。  
 外国人名は姓名として挙げた。

ここで話題になつている一聯は初めに挙げた詩の第三聯である。詩題も一致する。そうして作者名として「以言」とある。この詩は大江以言の作なのである。なお、『本朝一人一首』は以言の作として「閑中日月長」(巻五・233)を前に提出している。つけ加えると、林子はこの無名氏の詩は「麗藻」『無題詩』の作者に比すれば猶劣れり」と評するのであるが、以言は『本朝麗藻』の詩人である。

前節に述べた源師房↓源俊房、源俊房↓藤原頼宗、本節の藤原隆家↓藤原行成、藤原滋藤↓清原滋藤、無名氏↓大江以言を「本朝一人一首』の過誤」の例に加えなければならぬ。

#### 四

これまでの考察を踏まえて『日本詩紀』の詩人名を訂正した上で、その人名索引をここに示す。

名は音読した。漢字ごとにまとめ、画数の少ないものから



匡房 (大江)	匡衡 (大江)	御依 (紀)	拳直 (藤原)	宮作 (桑原)	吉人 (安倍)	義忠 (藤原)	宜 (吉田)	磯麻呂 (大枝)	基俊 (藤原)	基經 (藤原)	季方	季仲 (藤原)	季綱 (藤原)	季孝 (藤原)	き	関雄 (藤原)	菅才子	菅根 (藤原)	葛野王
407	288	81	272	67	90	320	41	92	393	105	215	398	378	261		83	397	201	34
	彦公 (錦部)	顕光 (藤原)	顕業 (藤原)	憲房 (藤原)	憲光 (藤原)	兼明親王	兼衡 (藤原)	兼弘 (高丘)	犬上王	経信 (源)	荆助仁	兄守 (常道)	け	空海	具平親王	く	今雄 (坂上)	今繼 (坂上)	境部王
	80	263	331	322	396	23	398	262	35	385	36	92		94	24		79	66	38
広主 (石川)	広綱 (藤原)	広江 (越智)	広業 (藤原)	弘貞 (南淵)	弘 (源)	公廉 (橘)	公明 (藤原)	公任 (藤原)	公章 (藤原)	公緒 (橘)	五常 (高丘)	五月 (平)	虎繼 (紀)	古麻呂 (調)	古麻呂 (塩屋)	古麻呂 (紀)	古麻呂 (伊岐)	古嗣 (山田)	こ
90	330	39	325	83	5	215	396	266	396	202	214	80	91	39	44	35	44	83	

後冷泉天皇	21	采女	319	斯文(坂上)	133
後生(藤原)	244	娑婆(林)	58	斯生(藤原)	244
後朱雀天皇	21	嵯峨天皇	2	師房(源)	320
後三条天皇	21	佐理(藤原)	266	師基(藤原)	321
孝道(源)	285	佐時(清原)	250	師家(藤原)	321
孝仲(惟宗)	397	佐国(大江)	404	思託	50
孝親(橘)	318	佐幹(平)	251	史(藤原)	36
孝言(惟宗)	389	さ		氏上(大伴)	67
孝快(藤原)	203	黒人(民)	44	し	
行文(肖名)	39	国成(藤原)	320	山前王	37
行成(藤原)	269	国光(藤原)	246	三方(山田)	38
行葛(藤原)	244	篁(小野)	85	三船(淡海)	46
行家(藤原)	327	興範(藤原)	208	三成(藤原)	81
広田麻呂(桑原)	80	康嗣(刀利)	36	刷雄(藤原)	47
広庭(安倍)	40	高名(白鳥)	92	在列(橘)	225
広成(葛井)	45	高庭(布留)	91	在良(菅原)	399
広成(丹墀)	44	高直(坂本)	251	在中(都)	212
広世(和氣)	82	高尚(惟良)	201	在昌(紀)	243
広相(橘)	106	高市麻呂(大神)	34	在躬(菅原)	241
広俊(中原)	417	高鶴林	50	最貞(藤原)	244

19 『日本詩紀』詩人名正誤一併せて『本朝一人一首』の過誤」追補

首(大津)	寂照	釈仁貞	実頼(藤原)	実範(藤原)	実綱(藤原)	実光(藤原)	実兼(藤原)	識人(巨勢)	滋藤(清原)	滋美(藤原)	滋蔭(小野)	時平(藤原)	時棟(大江)	時登(菅原)	時綱(藤原)	資忠(菅原)	資仲(藤原)	資経(源)	資業(藤原)
42	319	103	244	376	326	330	381	74	249	202	201	203	315	402	388	247	323	324	325
諸足(高向)	諸勝(?)	諸蔭(藤原)	庶幾(菅原)	淳茂(菅原)	淳和天皇	順(源)	春道(惟良)	春上(三原)	春卿(小野)	春海(藤原)	俊賢(源)	淑光(紀)	重名(高丘)	衆海(藤原)	秋津(宗岡)	周光(藤原)	首名(道)	首名(安倍)	首(吉智)
44	92	213	240	212	14	229	87	89	91	210	281	212	261	317	215	363	38	37	39
真友(清原)	真道(菅野)	真室(文室)	信正(源)	臣足(息長)	岑守(小野)	常主(橘)	常嗣(藤原)	常(源)	浄麻呂(美努)	浄足(田中)	称徳天皇	相門(林)	相方(源)	相如(高丘)	相規(源)	尚相(文室)	如道(藤原)	如正(文室)	如鏡(大江)
104	53	90	246	39	59	83	82	52	35	40	1	251	317	261	246	216	202	262	247



澄明(大江)	澄清(橘)	朝綱(大江)	長国(中原)	長谷雄(紀)	長江(紀)	長継(佐伯)	長屋王	長穎(藤原)	忠輔(藤原)	忠貞(菅原)	忠通(藤原)	忠村(藤原)	忠信(桜島)	忠臣(島田)	忠賢(藤原)	仲雄王	仲麻呂(阿部)	仲守(笠)	仲実(藤原)
247	211	217	417	203	82	80	40	215	250	316	424	216	317	106	250	54	45	82	397
当方(源)	冬嗣(藤原)	と	田使(高村)	貞真親王	貞主(滋野)	定頼(藤原)	定親(平)	定国(藤原)	定義(菅原)	弟越(高丘)	て	通直(大江)	通憲(藤原)	つ	陳潤	直方(藤原)	直臣(大枝)	直幹(橘)	直幹王
215	52		90	23	70	272	318	202	316	66		314	381		319	202	90	241	215
仁明天皇	に		敦隆(藤原)	敦明親王	敦宗(藤原)	敦信(藤原)	敦光(藤原)	敦基(藤原)	篤茂(藤原)	篤信(三統)	道融	道雄(藤原)	道統(三善)	道長(藤原)	道濟(源)	道真(菅原)	道慈	道永(朝原)	藤木吉
16			397	30	327	272	344	340	245	262	48	54	248	263	286	133	48	47	452



23 『日本詩紀』詩人名正誤一併せて「『本朝一人一首』の過誤」追補

隆方 (藤原)	隆俊 (藤原)	隆兼 (大江)	理平 (三統)	李方	り	頼定 (源)	頼任 (紀)	ら	陽春 (麻田)	楊泰師	よ	雄津麻呂 (賀祢)	有頼 (藤原)	有名王	有智子内親王	有声 (藤原)	有信 (藤原)	有相 (平)	有俊 (藤原)
323	324	415	209	215		281	318		44	49		92	203	132	22	214	328	211	328

						和氏	わ		老人 (調)	老 (春日蔵)	ろ	蓮禪	令範 (高階)	令緒 (藤原)	れ	良舟 (中臣)	良香 (都)	良撮 (中臣)	旅人 (大伴)
						和麻呂 (百濟)			鹿取 (朝野)										
						41	103		78	35	39	445	132	82		84	84	104	37

## 注

- (1) 小島憲之『国風暗黒時代の文学』中(中)による。  
 (2) 日本古典文学大系による。  
 (3) 小島憲之『国風暗黒時代の文学』中(下) 1・2、下1・2・3による。  
 (4) 拙稿「経国集」作者序論(『平安朝詩文論集』勉誠社、二〇二四年)参照。  
 (5) 新日本古典文学大系による。  
 (6) 田坂順子『扶桑集 校本と索引』(権歌書房、一九八五年)による。  
 (7) 新日本古典文学大系による。  
 (8) 群書類従第九輯卷一三四による。  
 (9) 『大日本史料』第二篇之一、永延元年五月二十六日条所収。  
 (10) へ)に入れたものは原文では小字注である。  
 (11) 新訂増補国史大系による。  
 (12) 新編日本古典文学全集による。  
 (13) 和歌文学大系による。  
 (14) 国立歴史民俗博物館蔵本(『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書』文学篇第二一卷、臨川書店、二〇〇一年)による。  
 (15) 新日本古典文学大系による。  
 (16) 拙稿「扶桑集」の詩人(四)「『成城文藝』第二五五号、二〇二一年」。  
 (17) 日本古典文学影印叢刊『新撰朗詠集』(貴重本刊行会、一九八一年)解説(大曾根章介)による。  
 (18) 『図書寮叢刊 平安鎌倉未刊詩集』(明治書院、一九七二年)による。ただし翻刻の誤りを写本により訂した所がある。  
 (19) 本間洋一『本朝無題詩全注釈』三(新典社、一九九四年)。  
 (20) 拙稿「村上源氏」の文業「(国語国文)第九四卷一〇号、二〇二五年)。なお、これには「和歌序二首」としたが、

『扶桑古文集』に俊房の和歌序一首が収められている。三首である。ここに訂正する。

(21) 柳澤良一『本朝麗藻詳注』下(勉誠社、二〇二三年)による。

(22) 拙稿「属文の王卿—醍醐系皇親」(『平安朝漢文学論考』補訂版、勉誠出版、二〇〇五年)。

(23) 拙稿「扶桑集」の詩人(三)「『成城国文学』第三七号、二〇二一年)。

(ことう・あきお 成城大学元教授)